

ぎょうせいひょうか

行政評価って、なに？

行政評価条例（京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例）について



京都市による説明

&

京都国際マンガミュージアムによるマンガでの説明

2007（平成19）年 9月



 京 都 市

行政評価 って何？

「行政評価」とは、行政の取組の成果等を把握、評価し、その結果を市民の皆様に公表するとともに、効果的な行政運営に役立てようとする取組の総称です。

では、ここで、行政評価のうち、「政策評価制度」を例にして、評価のしくみをみてみましょう！

1 政策の企画立案 Plan

市では、京都市基本計画に基づき政策を推進しています。この基本計画をもとに、毎年の事業計画の作成や予算編成を行い、適正な人員配置や組織改正を行っています。その際、政策評価で得られた成果を役立てています。

2 政策の実施 Do

事業計画に基づいて、様々な事務事業を実施します。

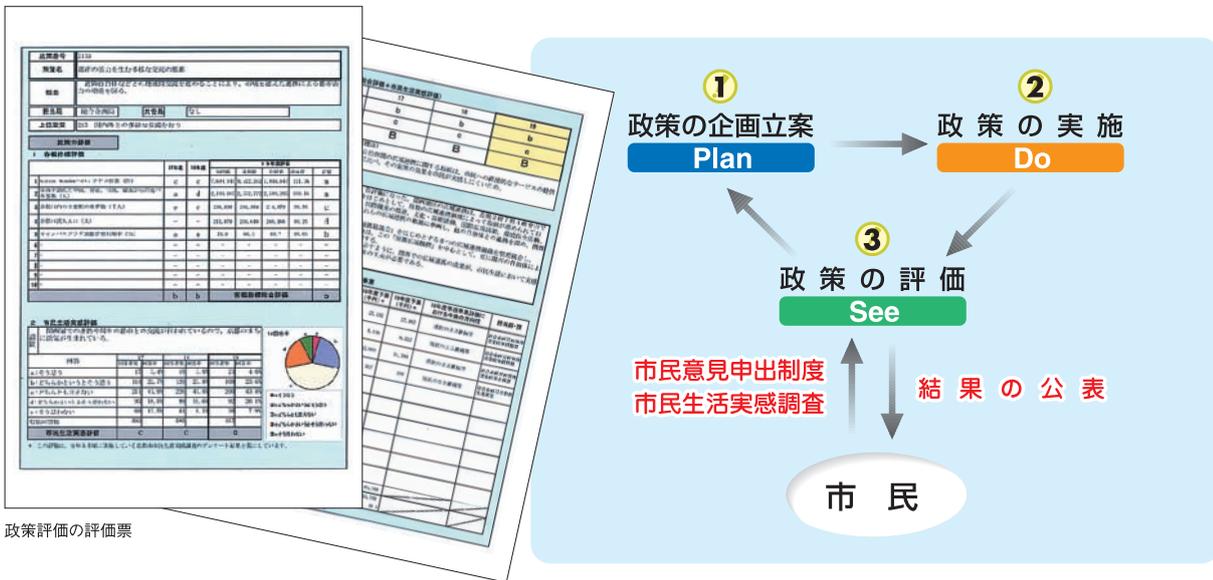
3 政策の評価 See

京都市基本計画に基づいた政策※1と施策※2を対象に、各政策の目的がどの程度達成されているのかを評価します。その際、統計調査などの客観的な数値を用いた「客観指標評価」と市民の実感をアンケートにより調査した「市民生活実感評価」をもとに、総合評価を行います。

評価した結果は、次の政策の企画立案に反映します。

※1 「政策」とは、京都市が目指す基本的な方向のことで、26項目あります。

※2 「施策」とは、「政策」をより具体化した京都市の行政活動の目標のことで、106項目あります。また、「政策」、「施策」を達成するための手段として、約1,300の「事務事業」（「事務事業評価制度」の評価対象）があります。



このように、評価結果を次の政策の企画立案に反映させ、市政運営を行うこと、また評価結果を市民の皆様に公表することにより、市政の現状やまちづくりの進捗よくを分かりやすく伝えること、それが行政評価の目的です。



評価条例 って何? ～行政評価条例(京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例)について～

京都市では、政策評価を含め、7つの評価制度があります。(5ページ参照)

これらの評価制度を充実させ、評価の取組を恒久的・継続的なものとするため、平成19年6月1日から、行政評価条例(京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例)を施行しました。主な特徴は次のとおりです。

特徴

1 客観的かつ厳格な評価を実施します

例えば

「合理的な手法の原則」を規定

評価の客観性及び公平性が担保されるよう、合理的な手法を用いて、できる限り定量的に評価を実施する。

「継続的な創意工夫の原則」を規定

評価制度の完成形は存在せず、不断に改善を加えていく取組が重要であることから、評価の手法について、よりの確に評価できるものとなるよう、継続的に創意工夫を行う。

特徴

2 評価結果を積極的に活用します

例えば

「積極的な活用の原則」を規定

評価結果を、企画立案や予算編成等に積極的に活用します。

各評価結果の具体的な活用方法について規定

政策及び施策の評価、事務事業の評価及び外郭団体の経営の評価について、その結果の具体的な活用方法について規定

特徴

3 市民参加による評価の実施と評価結果の公表を行います

例えば

市会報告の義務付け

市民の代表機関である市会への評価結果の報告について規定

公表を義務付け

評価結果のほか、可能な限り評価の基礎とした数値をあわせて公表することを規定

市民の意見申出制度を創設(5ページ参照)



実施までには参加者を増やすことや日程の調整など大変苦労しましたが…

多くの市民の方に参加いただいていたので良かったですよね!

それでは先日の京都市民スポーツイベントの事後報告会を始めます

おつかれさまでした。

第2回 京都市民スポーツ イベント



イベントの成果はどのくらいあったんや?

あ、成功狸

合理的な手法の原則に従うと

こういうグラフができますね

投入した費用 ○○○円…

来場者数 ○○人

参加費が ○○円

したがって今回の成果は…



こんなに参加者が増えたんですから次回はもっと大きなイベントが開催できますね

おー 競技種目もさらに増やせそうですね

じゃあ 来年度は参加者の満足度を増やせるようにがんばりましょう

もっと良い結果が出せますね!

評価は一種のコミュニケーションツール (議論するための道具) でもあるわけですね

行政評価条例に盛り込まれた

市民意見申出制度について

評価の方法や結果について、疑問や御意見がおありの場合、行政評価等を実施する機関に御意見等を申し出いただく制度です。御意見等をいただいた場合は、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表します。

条例の対象となる7つの評価制度と各意見申出受付方法は、以下のとおりです。

1 政策評価

平成13年から10年間を対象期間とした市政の総合計画「京都市基本計画」に基づいた26の政策、106の施策を対象として、目的の達成状況を評価する制度

担当／京都市総合企画局政策推進室政策企画課 TEL.222-3035 FAX.212-2902

意見申出受付方法 電話・FAX・HP内の送信フォーム・郵便による（ホームページ内に意見申出制度の送信フォームがあります）

<http://www.city.kyoto.jp/sogo/seisaku/hyoka.html>

2 事務事業評価

政策・施策を達成するための手段である約1,300の事務事業について、改善・見直しなどを行うための判断材料として、事業の有効性や効率性を評価する制度

担当／京都市総務局総務部行政改革課 TEL.222-3050 FAX.222-3838

意見申出受付方法 電話・FAX・HP内の送信フォーム・郵便による（ホームページ内に意見申出制度の送信フォームがあります）

<http://www.city.kyoto.jp/somu/gyokaku/hyouka/index.html>

3 公共事業評価

事務事業評価とは別に、道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道等の市民生活に密接に関連する社会資本の整備に関連する事業について、事業着手前・事業中・事業完了後に公共事業の効率性等について評価する制度

担当／京都市建設局建設企画部建設企画課 TEL.222-3551 FAX.222-3531

意見申出受付方法 電話・FAX・HP内の送信フォーム・郵便による（ホームページ内に意見申出制度の送信フォームを設置予定）
（平成19年10月以降）

<http://www.city.kyoto.jp/kensetu/kikaku/hyouka.html>

4 交通事業事務事業評価

交通事業の経営体質の強化や利用促進を図るための年次行動計画「京都市交通事業アクションプログラム」に掲げた事業について、実施状況とその効果を点検し、評価する制度

担当／京都市交通局企画総務部企画課 TEL.822-9108 FAX.822-9247

意見申出受付方法 電話・FAX・HP内の送信フォーム・郵便による（ホームページ内に意見申出制度の送信フォームがあります）

<http://www.city.kyoto.jp/kotsu/news/2007/2007038.htm>

5 上下水道事業経営評価

上下水道局が行う水道事業、公共下水道事業について、業務指標により経営状況を把握する「経営指標評価」と個々の取組の達成度について評価する「取組項目評価」により、事業の実施状況と事業効果の点検及び評価を行う制度

担当／京都市上下水道局総務部総務課 TEL.672-7709 FAX.682-2711

意見申出受付方法 電話・FAX・HP内の送信フォーム・郵便による（ホームページ内に意見申出制度の送信フォームがあります）

http://www.city.kyoto.jp/suido/kei_c.htm

6 学校評価

学校と家庭・地域の方々が、当事者意識をもって育てたい子ども像を共有し、情報と課題意識を共有し、それを「行動の共有」に高めるため、学校における教育活動だけでなく、家庭、地域での関わり方等、子どもたちへの教育に関する幅広い取組を評価する制度

担当／京都市教育委員会事務局地域教育専門主事室 TEL.254-5007 FAX.254-5008

意見申出受付方法 電話・FAX・HP内の送信フォーム・郵便による（ホームページ内に意見申出制度の送信フォームがあります）

<http://www.edu.city.kyoto.jp/chikyousen/hyouka/gakkouhyouka19.html>

7 外郭団体経営評価

外郭団体（※）の自主的な経営改善を促進することを目的として、団体自らによる経営計画等の策定の指導や各団体の経営状況等の客観的な点検及び評価を行う制度

※京都市の出資等の比率が25%以上の法人のうち、本市が主体的に指導等を行う必要のある法人（40団体）をいいます。

担当／京都市総務局総務部行政改革課 TEL.222-3050 FAX.222-3838

意見申出受付方法 電話・FAX・HP内の送信フォーム・郵便による（ホームページ内に意見申出制度の送信フォームがあります）

<http://www.city.kyoto.jp/somu/gyokaku/gaikaku/page014.html>



マンガ作画／内山万惟子
(京都精華大学マンガ学科卒)

行政評価条例（京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、行政評価等に関し基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより、行政活動及び外郭団体の経営を客観的かつ厳格に評価した結果を行政活動の企画立案等に積極的に活用し、もって効果的かつ効率的な市政の実現を図るとともに、市民の参画を得て実施した行政評価等の結果等を公表することにより、市民に対し説明する責務を果たし、もって市民の視点に立った市政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 実施機関 市長その他別に定める機関をいう。
- 2) 外郭団体 本市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資する法人であって、別に定めるものをいう。
- 3) 行政評価 実施機関が第7条から第9条までの規定に基づき行政活動について実施する評価をいう。
- 4) 外郭団体経営評価 市長が外郭団体の経営について実施する評価をいう。
- 5) 行政評価等 行政評価及び外郭団体経営評価をいう。

第2章 行政評価等の基本原則

（合理的な手法の原則）

第3条 実施機関は、行政評価等の実施に当たっては、その客観性及び公平性が確保されるよう、当該行政評価等の対象の特性に応じた合理的な手法を用いて、可能な限り定量的に行うものとする。

（継続的な創意工夫の原則）

第4条 実施機関は、よりの確に行政評価等を実施し、かつ、その結果を活用するために、行政評価等の手法について、継続的な創意工夫に努めるものとする。

（積極的な活用の原則）

第5条 実施機関は、行政活動及び外郭団体の経営の質及び効率の向上を図るため、行政評価等の対象の特性に応じ、当該行政評価等の結果を企画立案、予算編成、人事管理、組織管理等に積極的に活用するものとする。

（市民の視点に立った職員の姿勢の原則）

第6条 職員は、常に市民の視点に立ち、自ら問題を発見する能力、分析力等の政策を形成する能力の向上に努めるとともに、行政評価等を通じて、その所管する事務事業を成果の重視その他行政評価等の対象の特性に応じ必要な視点で的確かつ柔軟に見直すものとする。

第3章 行政評価

第1節 評価の実施

（政策及び施策の評価）

第7条 市長は、毎年度、本市の政策（基本計画（地方自治法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）において定める市政の各分野における基本的な方針をいう。以下同じ。）及び施策（基本計画において定める政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。以下同じ。）の達成度について、評価を実施する。

2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、企画立案、予算編成等において必要な措置を講じるものとする。

（事務事業の評価）

第8条 別に定める実施機関は、毎年度、その実施する事務事業（施策を推進するための個々の方策その他これに類するものをいう。以下同じ。）の特性に応じ、有効性、効率性又は別に定める事項について、評価を実施する。

2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、事務事業の充実、見直しその他の必要な措置を講じるものとする。

（特定分野の評価）

第9条 次の各号に掲げる実施機関は、当該各号に掲げる市政の特定の分野に関する行政評価を当該行政評価の対象の特性に応じ実施するものとする。

- 1) 市長及び別に定める実施機関 別に定める公共事業
- 2) 交通局長 交通事業
- 3) 上下水道局長 上下水道事業
- 4) 教育委員会（教育委員会が所管する学校の校長及び園長を含む。） 別に定める学校の教育活動

（市長の調整）

第10条 市長は、本市の他の実施機関に対し、行政評価に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

第2節 委員会

第11条 本市の政策及び施策の評価並びに事務事業の評価について、調査し、及び審議するため、それぞれ委員会を置く。

2 第9条に規定する行政評価について、調査し、及び審議するため、それぞれ委員会を置くことができる。

3 委員会は、それぞれ委員15人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、当該委員会の所管事項に関し優れた識見を有する者その他当該委員会の所管に係る行政評価を実施する実施機関が適当と認める者のうちから、当該実施機関が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、3年以内において当該委員会の所管に係る行政評価を実施する実施機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第3節 行政評価調査会議

第12条 複数の行政評価に関連する事項について、調査し、及び審議するため、京都市行政評価調査会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、委員会の委員長その他の行政評価に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第4章 外郭団体経営評価

（評価）

第13条 市長は、毎年度、外郭団体の経営について、評価を実施する。

2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、外郭団体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

3 外郭団体は、第1項の評価の実施に協力しなければならない。

4 外郭団体は、第1項の評価の結果並びに第2項の指導及び助言を踏まえ、当該評価を実施した年度の翌年度の当該外郭団体の経営に関する計画を作成しなければならない。

（外郭団体経営評価専門員）

第14条 市長は、外郭団体経営評価について、専門的な知識経験に基づく助言を行わせるために外郭団体経営評価専門員（以下「専門員」という。）を置く。

2 専門員の定数は、5人以内とする。

3 専門員は、経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 専門員の任期は、3年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門員は、再任されることができる。

第5章 市会の関与及び市民の参画

（市会への報告）

第15条 実施機関は、行政評価等の結果を、市会に報告するものとする。

（市民意識の反映）

第16条 実施機関は、行政評価等の対象の特性に応じ、市民の満足度その他の市民の意識に関する情報を調査し、行政評価等に適切に反映させるよう努めるものとする。

（行政評価等の結果等の公表）

第17条 実施機関は、行政評価等の結果を公表するものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、行政評価等の対象の特性に応じ、前項の行政評価等の基礎とした数値を可能な限り公表するものとする。

（市民の意見申出）

第18条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、実施機関は、行政評価に係る意見にあっては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に、外郭団体経営評価に係る意見にあっては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

第6章 雑則

第19条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。